

SSKP 船橋障害者自立生活センター

49

わくわくニュース

〒273-0005 船橋市本町2-4-4 花島ビル1F
URL: <http://www.cil-funabashi.org/>

TEL: 047-432-4554 / FAX: 047-432-4565
E-Mail: cil-funabashi@cil-funabashi.org

2006年度定期総会のお知らせ

大型連休もあつと言う間に終わり、何をするにも気持ちの良い季節になりました。

新年度を迎え、私たち事務局スタッフ一同も気分も新たに毎日の活動に追われています。ところが、そうした気分とは裏腹に、4月から一部実施された「障害者自立支援法」という大波が、私たちの暮らしを直撃しています。この法律には、障害者の自己決定や自己選択の原則を揺るがしかねないような支給決定の仕組みが導入されたり、利用料の一部自己負担が制度化されるなど、障害者の自立を「支援」するどころか、根底から覆しかねない多くの問題が含まれていると思います。

また、船橋市の委託を受けて97年の7月から実施してきた「障害者生活支援事業」の委託団体としての活動も、自立支援法の実施に伴う相談支援体制の再編によって今年の9月いっぱい終了することになりました。

というわけで、いろいろな意味で課題を残したまま新年度を迎える形となりました。

そうした状況をふまえて、センターの今年1年の計画について議論していただくために、下記の要項で定期総会を開催することになりました。

正会員の皆さんには、返信用の葉書を同封しましたので、必要事項をご記入の上ご返送いただきたいと思います。

センターにとって、一つの正念場の時期を迎えての総会となりますので、是非たくさんの方々のご出席をお願いいたします。

記

日時：6月4日（日）午後1時半～4時

場所：船橋中央公民館 体レク室

「障害者自立支援法」についての 陳情書と要望書を提出しました

総会のお知らせの欄でも触れましたが、「障害者自立支援法」がこの4月から一部実施されました。これに伴って、利用料の一部が「応益負担」という形で徴収されることになり、障害者の生活を圧迫することが予想されます。

そこで、当センターでは、国によって定められた自己負担分に対して船橋市の独自の財政措置によって軽減を図るように求める以下のような陳情書を市議会に提出し、同趣旨の要望書を市当局に提出しました。

陳情書は3月議会で審議の結果「継続審査」となり、6月議会で再度議論されることになっていますが、障害者の生活実態に基づく議論を期待したいと思います。

平成18年2月20日
船橋市議会議長様

船橋市本町2-4-4 花島ビル
特定非営利活動法人船橋障害者自立生活センター
代表：杉井 和男

障害者自立支援法の4月実施部分に関する陳情書

(願意)

本年4月より実施予定の障害者自立支援法の利用者負担変更に関する事項につき、この変更による負担の増大を減免するため下記の措置を講じられるようお願いいたします。

記

平成18年4月土日実施予定の障害者自立支援法の利用者負担の変更にかかわる部分に関し、4段階に区分されている上限支払い額の「一般」および「低所得1, 2」の新たな負担額については、市の対策として補填ないし補助の予算措置を講じること。

(理由)

私たちの自立生活センターは発足以来船橋市で15年間活動している障害者団体（NPO法人）であるが、障害の種別・程度にかかわらず、どのような障害者でも一人の市民として自立生活を実現できることを目指しており、現に何人もの自立生活障害者が船橋市内で生活している。そこには麻痺の重度な肢体不自由でいながらすでに長期間の生活を維持しているものもあり、このことは当事者のニーズに応じたホームヘルプと所得の保障さえあればだれでも地域における自立の可能なことをあらわしている。

私たちのセンターが発足した当時市のホームヘルプは無きに等しい状態であったが、その後の社会の変化と私たちの活動によって近年ようやく充実の兆しが窺えるようになってきた。平成15年4月にスタートした支援費支給制度は、全身性障害者のニーズに着目した長時間介護と移動介護の実施によって、なお不十分ではあるものの自立と地域生活を支える柱になっている。この数年、一方で介護保険制度との統合や関連の問題が出ているが、高齢者介護の家族負担を減じるための介護保険制度と異なり、自立生活と社会参加の保障を目的とする障害者サービスの制度においては、サービスに要する費用負担のしくみについても私たちは前者とは異なると主張してきたところである。

しかるところ、このたび本年4月より障害者自立支援法の一部が実施されることになり、本年2月7日付で市より利用者負担の変更がある旨の通知が出された。通知によるとこの変更で現在はゼロもしくは低額で済んでいる利用者の月額負担上限額が大きく変わり、0円的生活保護を別にすると、

ア、低所得1	15,000円
イ、低所得2	24,600円
ウ、一般	37,200円

の支払いを求められることになる。応能負担から応益負担への転換であるが、年金等の所得保障を上げずに負担のみを上げることは、経済情勢の現実と福祉施策の現状にかんがみ、利用者などの生活実態を無視するものであるばかりでなく、必死に生きている者の自立への努力を阻むものである。

「低所得1」では年収80万円以下の2級基礎年金のみの収入からも徴収するとなっており、さもなくとも生活保護水準以下の状態にある私たちの生活破壊をもたらすものと言わざるを得ない。また、この変更によって利用者によるサービス利用の抑制を招く可能性も大きいものがあり、支援費制度の「移動介護」を利用することで促進された文化・芸能・社会交流等社会参加への機会を減じる懸念も深刻である。

伝えられるところによると東京都は、今回の変更で生じる一割負担の10分の7を都が補助することにより、利用者の負担を全体の3パーセントにするということである。これには神奈川・京都その他の自治体の同調する動きもあるやとのことで、道理を遵守すればこうした動きは当然の事態であるが、もしそのような措置を為さない自治体如果出现するとすれば、居住する利用者は制度変更による負担増とともに地域格差の拡大をも甘受しなければならない。

福祉サービスに対する船橋市の施策は積極的であり、その姿勢には評価すべきものが多いと私たちは考えている。したがって障害者自立支援法実施にともなう今回の変更に際しても、利用する障害者の自立生活維持と社会参加促進にとって不利益の発生を防ぐべく、最大の実効措置を講じられるよう望むものである。

以上

カンパのお礼

前号以降、以下の皆様より温かいカンパをいただきました。厚くお礼申し上げます。
(順不同)

前田満子様	藤崎翠子様	高橋利行様	平野様	山下幸子様
伴由美様	立本志づ子様	小川里様	吉峯啓晴様	箕輪聡様
相談室様	大塚恵美子様	中沢利子様	角田義規様	太田修平様
田尾幸三様	福元高明様	加藤久美子様	千葉建築協会様	岡田恭子様
安達マツ子様	杉井和男様	和田和子様	土橋光雄様	多田義夫様
谷口伊三男様	江ヶ崎浩様	遠藤すずえ様	牧野忠夫様	高木恒雄様

和菓子いづみや様

.....

会費納入のお願い

月日が経つのは早いもので、私たちのセンターも設立以来15回目の春を迎えました。年度が変わり、事務局一同、気持ちも新たに活動に精を出しています。

ただ、当然のことですが、活動をしようとすれば自ずと財政規模も膨らみ、運営が厳しい状態は変わらずにつづいています。そこで、新年度草々のお願いで恐縮ですが、会員の皆さんには今年度の会費をお支払いいただきたいと思えます。同封の振込用紙をご利用の上お早めにご納入下さいますようお願いいたします。

年会費は、正会員の方が年間3,000円、賛助会員の方が年間5,000円、団体が年間10,000円となっております。

同封の振替用紙について

この機関紙には全員の方に郵便振替用紙を同封させていただきました。これは前のページでお知らせしましたように、会費、介助料、カンパ（もちろん強制ではありません）などを送っていただく際に、便利なように同封したものです。なお、ご不明な点は事務局までお問い合わせください。

発行所 東京都世田谷区砧6-26-21
身体障害者定期刊行物協会
頒価 100円

編集後記

障害者の自己選択、自己決定を実現する制度として支援費制度が鳴り物入りでスタートしてわずか三年。その後釜となった障害者自立支援法は、どうやらだいたい違う方向性を持つ法律のようです。本来の意味で自立を支援する制度の実現を求めて、運動を続けていきたいと思えます。引き続きご支援ください。

